

大津市生涯学習センターホール使用同意書

大津市生涯学習センター施設使用許可基準

1. 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
 2. 施設又は設備に変更を加え、または特別な設備を設けないこと。
(あらかじめ許可を受けた場合を除く)
 3. 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 4. 部屋の定員を超えて使用しないこと。
 5. 物品の展示、飲食物の提供、または印刷物・ポスター等の所定の場所以外は配付並びに掲示をしないこと。
(あらかじめ許可を受けた場合は除く)
 6. 物品の販売はしないこと。(あらかじめ許可を受けた当日の学習資料は除く)
 7. 所定の場所以外での飲食、火気の使用、または喫煙しないこと。
 8. 他の利用者に危険を与え、または迷惑となる行動等をとらないこと。
 9. 飲食を主たる目的とした行為等をしないこと。
 10. 営利を目的としないこと。(ホール使用については一部例外があります)
 11. 政治的宗教的中立性に対する市民の信頼を損なう活動をしないこと。
- ※なお、原則として個人に対する貸室は行わないが、個人ピアノ教室等が主催するピアノ発表会等については、学習成果の発表の場であり、生涯学習センターの設置目的に合致するとみなし使用を許可する。

【注意事項】

- ★ホール使用計画書に虚偽の記載(代表者住所、入場料・出演料の有無及び料金・使用料の算定の根拠となる事項)があった場合は、使用許可を取り消すとともに今後ご使用をお断りする場合があります。
- ★貸室使用料は大津市内の方と市外の方で異なります。代表者の住所確認書類を以って、貸室使用料を使用料を確定します。
- ★ホール使用料は、入場料・参加費(参加者に出演料を徴収する場合も同様の扱い)の徴収や練習・リハーサルに使用する場合は、下記の掛け率により算定します。

ホール基本使用料 減 額 割 合	練習及びリハーサル	当ホールでの公演	使用料の 50%
		他ホールでの公演(開催資料必要)	使用料の 80%
	ホールを3日以上連続で使用する場合(3日目以降)		使用料の 50%
ホール基本使用料 増 額 割 合	使用者が入場料・参加費を徴収する場合 (練習及びリハーサルも増額対象)	1円～1,499円	使用料の 100%
		1,500円～3,499円	使用料の 150%
		3,500円以上	使用料の 200%

- ★当使用計画書の受理後ホール使用の「可・否」を審査します。ホール使用の「可・否」は、ホール使用計画書提出後おおむね1週間以内に連絡いたします。
- ★ホール打合せ日程はホール担当者からご使用日の5週間前位に連絡します。必ずご使用日の3週間前までに2名以上の出席で打ち合わせをお願いします。
原則、打ち合わせ時には貸室使用料の納付が必要です。(納付期限：使用日の3週間前まで)
- ★チラシ・プログラム等は、打合せ終了後作成してください。(打合せ時に変更が生じる場合があります)
なお当センターの電話番号などの連絡先は記載しないでください。

【同 意 書】

1. 私は大津市生涯学習センター施設使用許可基準を理解し、これを遵守します。
2. 大津市に損害を与えた場合は、その損害を賠償することを誓約します。

令和 年 月 日 団体名

代表者署名(自筆)